

武蔵野市内における感染者発生時の公表の考え方（第6版）

市が管理者である施設等で感染者(※)が発生した場合は、次のとおり公表いたします。

(※) 感染者…新型コロナウイルス感染症検査陽性判明者（みなし陽性含む）とします。

1 目的

市が発生状況等の情報を公表することにより、市内における感染拡大を防止し、感染症による健康リスクが個人や社会に与える影響を最小限にとどめ、もって市民の安全で安心な生活を維持することを目的とする。

2 公表の対象

市が管理者である施設等で感染者が発生した場合のうち、不特定多数の方が利用する施設の閉館や窓口業務の閉鎖など市民生活に影響がある場合又は市が公表することにより、感染拡大防止に寄与すると認められる場合

※市が管理者である施設等とは、市立施設のほか市の財政援助出資団体により運営を行う施設及び市が当該事業について指導監督権限を有している施設等をいう。

3 同意の原則

公表にあたっては、個人情報保護条例等の趣旨に鑑み、感染者及び事業者等のプライバシーの保護に十分配慮するとともに、原則として感染者（未成年の場合は保護者）や関係者（以下「感染者等」という。）の同意を得た情報について公表する。

4 同意が得られない場合の特例

市内で同時期に、同一の場所（家庭内感染は除く。）で複数の感染者が発生し、市民への感染拡大が強く懸念される場合、市は保健所等と協議のうえ、感染者等の同意が得られなくても、感染に関する情報を公表することがある。

5 公表内容

感染者の人数その他公衆衛生上の対策として、必要と認められる事項

6 公表の方法

以下のうち、必要な方法で情報を公表する。

- ① 市公式ホームページ
- ② プレスリリース
- ③ その他の方法

7 その他

- ① 公表にあたっては、濃厚接触の状況や感染拡大のリスク等を総合的に勘案し、公表内容について個別に検討し判断する。
- ② 本考え方については、今後の感染者発生の変向などを踏まえ、適宜見直しを行うものとする。

以 上